

# 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更に関する 審査結果

原規規発第 2104163 号  
令和 3 年 4 月 16 日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 6 日付け 20 京大施環化第 104 号をもって、国立大学法人京都大学（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項及び第 76 条の規定に基づき申請された京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更承認申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 37 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請に係る保安規定の変更は、令和 3 年 3 月 30 日付けで承認した「京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）（令和 2 年 12 月 24 日付け申請、令和 3 年 2 月 8 日付け一部補正。以下「設置変更承認申請書」という。）に基づき、京都大学複合原子力科学研究所の臨界実験装置（以下「本臨界実験装置」という。）の運転計画における確認内容として、照射試料及び挿入管の核的制限値の削除、及び炉心配置に係る制限の追加を行うものである。

なお、設置変更承認申請書の変更のうち、パイルオシレータについては、今後、設計及び工事の方法に関する承認の申請を行うものとしており、本申請には含まれない。

### 3. 審査の内容

#### 3-1. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める運転上の一般事項が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けた本臨界実験装置の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

#### 3-2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、試験炉規則第15条第1項第6号イからハマでに関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

##### (1) 試験炉規則第15条第1項第6号イからハマで（試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

試験炉規則第15条第1項第6号イからハマでに関する審査基準のうち4.(4)は、試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、試験研究用等原子炉の運転上の制限に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、設置変更承認申請書の承認内容を踏まえ、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第6号イからハマでに関する審査基準のうち4.(4)を満足していると判断した。

- ①運転計画において確認する核的制限値のうち、照射試料及び挿入管に係る核的制限値を削除していること。
- ②運転計画における炉心配置に係る制限として、以下のとおり定められていること。
  - a. 照射試料は使用しないこと
  - b. 軽水減速炉心において、検出器を挿入するための挿入管は、管の内部に水が流入した場合であっても、炉心に反応度が加わらない場所に設置すること

なお、上記のほか、用語の修正といった記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。